

問1

会社員の明石さん（45歳）は、住宅ローンの繰上げ返済を考えており、妻（43歳）の就労やゴルフ会員権の売却などを検討することにしました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、指示がない限り各設問間に関連はないものとします。

＜給与所得控除額の速算表＞

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		220万円

＜所得税の速算表＞

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

＜配偶者控除額（所得税）の早見表＞

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

＜配偶者特別控除額（所得税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額		納税者の 合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超	90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

＜住民税の速算表＞

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

＜配偶者控除額（住民税）の早見表＞

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

＜配偶者特別控除額（住民税）の早見表＞

配偶者の 合計所得金額		納税者の 合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超	90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超	95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超	100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超	105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超	110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超	115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超	120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超	123万円以下	3万円	2万円	1万円

(問題1)

(設問A) 2018年中の明石家の収入等は、以下のとおりである。仮に、明石さんの妻が2018年中に就労した場合、明石さんの所得税および住民税の増減額として、正しいものはどれか。

<資料1>妻が就労する前の明石さんの2018年分の収入等の状況

○給与所得 5,100,000円

○所得税のデータ

- ・ 所得税の所得控除額 2,600,000円
- ・ 源泉徴収税額(年末調整済) 152,500円

○住民税のデータ

- ・ 住民税の所得控除額 2,400,000円
- ・ 2019年度の住民税 274,000円

※上記の所得控除額には、配偶者控除額が含まれている。

<資料2>妻が就労した場合における妻の2018年分の給与所得

○給与所得 1,070,000円

1. 32,000円減少する。
2. 変わらない。
3. 39,000円増加する。
4. 71,000円増加する。

(問題2)

(設問B) 明石さんは、住宅ローンの繰上げ返済をするために、ゴルフ会員権の売却を考えている。ゴルフ会員権の売却以外の明石さんの2018年分の収入等の状況が(問題1)の<資料1>のとおりである場合、以下のゴルフ会員権の売却により増加する明石さんの2018年分の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○ゴルフ会員権に関する資料

取得年月	取得費	譲渡年月	譲渡価額	譲渡費用
2012年1月	121万円	2018年9月	354万円	3万円

<参考>明石さんのゴルフ会員権の譲渡における総所得金額に算入される金額の計算方法

① 譲渡収入	3,540,000円
② 取得費	1,210,000円
③ 譲渡費用	30,000円
④ 譲渡益(=①-(②+③))	2,300,000円
⑤ 特別控除額	*****円
⑥ 長期譲渡所得の金額(=④-⑤)	*****円
⑦ 総所得金額に算入される金額(=⑥×1/2)	*****円

※問題作成の都合上、一部「*****」で表示している。

1. 2,110,000円
2. 2,893,500円
3. 3,320,000円
4. 3,350,000円

(問題3)

(設問C) 仮に、明石さんの妻が2018年中に就労して給与収入があった場合、以下の資料に基づく明石さんの妻の給与収入の手取り金額(社会保険料、所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○明石さんの妻の2018年分の給与収入等の状況

① 2018年分の給与収入	1,610,000円
② 2018年分の給与収入から徴収された社会保険料	240,000円
③ 2018年分の給与所得に対する所得税	*****円
④ 2018年分の給与所得に対する住民税	*****円
⑤ 給与収入の手取り金額(=①-②-③-④)	*****円

※問題作成の都合上、一部「*****」で表示している。

○妻の所得控除(上記②の社会保険料240,000円を含む)

- ・ 所得税の所得控除額 620,000円
- ・ 住民税の所得控除額 570,000円

※明石さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

1. 1,212,500円
2. 1,310,000円
3. 1,314,000円
4. 1,315,000円

問2

所得税における不動産所得に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つを選んでください。

(問題4)

(設問A) 会社員の岡さんは、父が生前居住の用に供していた自宅(土地・家屋)を相続(単純承認)により取得した。取得後未使用であったその家屋を2018年に取り壊し、その敷地を同年3月より駐車場として貸し付けている。駐車場経営に係る収入および必要経費が以下のとおりになった場合、岡さんの2019年分の所得税における不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この駐車場の貸付け以外の不動産収入はないものとする。

<2019年中の駐車場経営に係る収入および必要経費>

- ① 年間収入 216万円
- ② 固定資産税 90万円
- ③ 借入金の年間元本返済金額 18万円(アスファルト舗装のための金融機関からの借入金である)
- ④ 借入金に係る利子支払額 3万円(全額が必要経費となるものである)
- ⑤ その他必要経費 14万円(全額現金により支出され、必要経費として適正額である)

※申告については、青色申告によるものとし、青色申告特別控除額は10万円とする。

※減価償却資産の償却方法についての届出はしていない。

<減価償却に関する資料>

資産名	取得年月日	法定耐用年数	取得価額
アスファルト舗装	2018年3月10日	10年	110万円

償却方法	耐用年数	償却率
定額法	10年	0.100
定率法	10年	0.200

- 1. 70万円
- 2. 77万円
- 3. 88万円
- 4. 98万円

(問題5)

(設問B) (問題4) のとおり駐車場経営を行った場合における2019年のキャッシュフロー(税引後の金額で、かつ借入金返済後の手取り金額)を、2018年に家屋が建ったままの未稼働であった状態と比べた場合、岡さんの家計上のキャッシュフローが改善される金額として、正しいものはどれか。

<前提条件>

- ・ 駐車場として使用した場合、固定資産税は、15万円から90万円に上昇する。
- ・ 当該駐車場経営に係る所得税および住民税の合計額は、16万円である。

1. 79万円
2. 87万円
3. 90万円
4. 108万円

(問題6)

(設問C) (問題4) の家屋を取り壊した後、駐車場経営を行った場合において、家屋の取壊し費用として210万円を支出し、取壊し前の家屋の取得費を300万円としたとき、その取壊し費用および取得費についての所得税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. いずれも家事上の経費となり、必要経費に算入することはできない。
2. いずれも取壊しのあった年中の必要経費に算入する。
3. いずれも土地の取得費に算入する。
4. 取壊し費用は土地の取得費に算入し、家屋の取得費は家事上の経費となり、必要経費に算入することはできない。

(問題7)

(設問D) 会社員の小山さん(給与所得者で非永住者以外の居住者に該当する)は、米国ハワイに賃貸用の不動産を所有していたが、2017年半ば以降は空室が続いていた。そこで2018年10月に米国人に売却したところ、譲渡所得が生じた。小山さんの2018年分の所得税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、2018年は上記当該不動産の譲渡に伴い不動産所得に係る損失が生じており、不動産所得の必要経費には土地の取得に要した負債利子はないものとする。

1. 不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、譲渡所得とも給与所得とも損益通算することはできない。
2. 不動産所得に係る損失は、その所得の源泉となった不動産の所在地にかかわらず、給与所得と損益通算することができ、国外の不動産から生じた譲渡所得であれば損益通算することができる。
3. 不動産所得に係る損失は、国外に所在する不動産から生じたものであるため、国外の不動産から生じた譲渡所得と損益通算することができるが、給与所得と損益通算することはできない。
4. 不動産所得に係る損失は、その所得の源泉となった不動産の所在地にかかわらず、給与所得と損益通算することができるが、譲渡所得と損益通算することはできない。

問3

所得税の申告等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題8)

(設問A) 馬場さんはこれまで勤めていた会社を退職し、2018年4月から個人で事業を開始した。馬場さんの2018年分の所得等が以下のとおりであった場合、馬場さんの2018年分の所得税の計算上、純損失の繰越額として、正しいものはどれか。

- ・ 給与所得 250万円
- ・ 退職所得 200万円
- ・ 事業所得 ▲500万円
- ・ 所得控除額 150万円

※馬場さんは開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に提出し、純損失の繰越控除の適用があるものとする。

※前年からの純損失の繰越額はなく、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

※過去に退職金の支給を受けたことはなく、役員として勤務した期間はない。

※障害者となったことに基因する退職ではない。

※「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

1. 50万円
2. 200万円
3. 250万円
4. 500万円

(問題9)

(設問B) 所得税の青色申告制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 青色申告の承認を受けた者は、不動産所得、事業所得または山林所得の金額の計算上、青色申告特別控除を受けることができる。
2. 青色申告の承認を受けた者は、取得価額が30万円未満の備品等について、一定の要件の下で取得価額の全額を必要経費に算入することができる。
3. 青色申告の承認を受けた者は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出することにより、生計を一にする親族に対して支給する給与を一定要件の下で必要経費に算入することができる。
4. 青色申告の承認を受けた者は、青色申告の承認を受けている年に生じた純損失の金額を、その年の翌年以後9年以内の各年に繰り越して控除することができる。

問4

所得税の計算に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超		220万円

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+78.5万円
	770万円以上	収入金額×5%+155.5万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 10)

(設問A) 個人事業主として小規模企業共済に加入していた浅尾さん(68歳)は、2018年3月31日をもって廃業し、同年4月に小規模企業共済の共済金を一括で受け取った。浅尾さんの受け取った共済金の内容等が以下のとおりであった場合、この共済金から源泉徴収されるべき所得税額として、正しいものはどれか。

- ・ 共済金の支給額：18,000,000円
- ・ 掛金の納付月数：380ヵ月
- ・ 掛金の合計金額：15,200,000円

※浅尾さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。

※障害者となったことに基因する退職ではない。

※過去に退職金の支給を受けたことはない。

1. 40,000円
2. 57,500円
3. 70,000円
4. 80,000円

(問題 11)

(設問B) 東根さん(66歳)が2018年中に受け取る年金等が以下のとおりであった場合、東根さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

○PP生命からの受取額

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・ 個人年金保険の受取年金(年額) | 720,000円 |
| (上記の受取額に対する必要経費) | 600,000円) |
| ・ 養老保険の満期保険金(保険期間20年) | 6,200,000円 |
| (上記の保険金を得るために支出した金額) | 4,500,000円) |

※いずれも契約者および保険料負担者は東根さんである。

○公的年金(老齢基礎年金と老齢厚生年金)の収入金額 2,640,000円

1. 2,160,000円
2. 2,410,000円
3. 2,760,000円
4. 3,260,000円

(問題 1 2)

(設問C) 露木さん(61歳)は、2017年に夫が亡くなった後、遺族厚生年金を受給しているが収入が少ないため、契約社員として働くことを検討している。仮に、2018年中の露木さんの収入等が以下のとおりであった場合、2018年における露木さんの手取り金額(社会保険料および所得税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。

○収入

- ・ 遺族厚生年金 1,240,000円(中高齢寡婦加算を含んだ金額である)
- ・ 給与収入 1,080,000円

○所得控除額 850,000円(うち社会保険料控除額は15万円である)

1. 2,164,000円
2. 2,170,000円
3. 2,314,000円
4. 2,320,000円

問5

一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題13)

(設問A) 橋口さんは、母親の死亡により2018年中に以下の死亡保険金を受け取った。この場合における橋口さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額に算入されるべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに一時所得に該当する所得はないものとする。

<保険金の内容>

	Q B 保険	Q C 保険
保険種類	終身保険	終身保険
被保険者	橋口さんの母	橋口さんの母
保険契約者(保険料負担者)	橋口さん	橋口さん
死亡保険金受取人	橋口さん	橋口さん
支払保険料の総額(注)	980万円	1,900万円
死亡保険金	1,000万円	2,000万円
保険金の受取方法	一時金	一時金
保険料の支払方法	一時払い	月払い
契約日から死亡保険金受取りまでの期間	4年	20年

(注) 収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 25万円
2. 35万円
3. 70万円
4. 120万円

問6

個人の株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題14)

(設問A) 細井さんの2018年中の上場株式の譲渡等の内容は以下のとおりであった。細井さんの所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。また、細井さんはこれまでに下記の表以外の株式等の取引を行っていないものとする。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する取得費等	備考
MA株式	2013年6月6日	2018年9月25日	340万円	300万円	(注1)
MB株式	2017年2月23日	2018年5月21日	200万円	230万円	(注2)
MC株式	2018年4月6日	2018年11月28日	270万円	220万円	(注3)

(注1) 細井さんは、従前からMZ証券会社に一般口座（少額投資非課税制度には該当しない）を開設しており、その一般口座でMA株式の取引を行っている。なお、本年中にMZ証券会社で行われた取引はMA株式の譲渡のみである。

(注2) 細井さんは、従前からMY証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、その特定口座でMB株式の取引を行っている。なお、本年中にMY証券会社で行われた取引はMB株式の譲渡のみである。

(注3) 細井さんは、従前からMX証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、その特定口座でMC株式の取引を行っている。なお、本年中にMX証券会社で行われた取引はMC株式の取得と譲渡のみである。

1. 10万円
2. 40万円
3. 60万円
4. 90万円

(問題 15)

(設問B) 福岡さんの2018年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりであった場合、福岡さんの2018年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについてはすべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社RA	130,000円	12ヵ月	上場株式
株式会社RB	120,000円	12ヵ月	福岡さんが勤務する非上場会社の持株会の配当優先株式である。
株式会社RC	60,000円	6ヵ月	非上場株式 年2回、2018年2月と2018年8月に受け取っている。
	45,000円	6ヵ月	
国内株式 投資信託	110,000円	12ヵ月	国内の上場株式を投資対象とする投資信託 2017年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。収益分配金の計算期間は1年であり、すべて普通分配金である。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 福岡さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2018年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2018年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 60,000円
2. 105,000円
3. 180,000円
4. 290,000円

(問題 16)

(設問C) 非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度（つみたてNISA）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. つみたてNISAの非課税口座は、口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等が開設することができる。
2. つみたてNISAの年間投資上限金額は40万円で、購入した年から20年間は投資信託の分配金や譲渡益が非課税となる。
3. NISA口座内において一定の手続きを行うことにより、つみたてNISAと一般のNISAを年単位で変更することができる。
4. つみたてNISAの非課税口座は一人で複数の金融機関に同時に開設することができ、一定の手続きを行うことにより、年単位で使用する口座を変更することができる。

(問題17)

(設問D) 給与所得者の若杉さんは、2018年中に以下の配当の支払いを受けた。配当所得についてすべて総合課税による確定申告を選択した場合、若杉さんの2018年分の所得税における配当控除の金額として、正しいものはどれか。

○若杉さんが2018年中に受け取った配当等

銘柄	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社RD	150,000円	12ヵ月	内国法人の上場株式から生じた剰余金の配当である。
株式会社RE	300,000円	12ヵ月	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。

○給与所得 12,000,000円

○上場株式の譲渡所得 100,000円

○所得控除額 2,200,000円

※若杉さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座(NISA口座)は有していない。

1. 22,500円
2. 27,500円
3. 32,500円
4. 45,000円

(問題 18)

(設問E) 村瀬さんの2014年から2018年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税方式により確定申告をした場合、村瀬さんの2018年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2014年分	株式会社RF	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 267万円 ・ 取得費 295万円 ・ 譲渡費用 2万円 	4万円
2015年分	株式会社RG	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 436万円 ・ 取得費 417万円 ・ 譲渡費用 4万円 	2万円
2016年分	株式会社RH	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 118万円 ・ 取得費 127万円 ・ 譲渡費用 1万円 	3万円
2017年分	譲渡所得 0円		5万円
2018年分	株式会社RI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入金額 352万円 ・ 取得費 329万円 ・ 譲渡費用 3万円 	8万円

- ・ 村瀬さんは、2014年分の所得税の確定申告以降、継続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2013年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 少額投資非課税制度による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引はすべて証券会社を経由して行っている。

1. 2万円
2. 7万円
3. 11万円
4. 16万円

問7

譲渡所得（総合譲渡）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から	39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 19)

(設問A) 会社員の桑原さんは、2018年に所有している金地金を売却した。桑原さんの所得等の状況が以下のとおりであった場合、金地金の売却により2018年分の増加する手取り金額(所得税および住民税の合計額を控除した金額)として、正しいものはどれか。なお、金地金を売却しても所得控除の金額は変わらないものとする。

○給与に関する資料

- ・ 給与所得 8,700,000円

○金地金に関する資料

取得年月	取得費	譲渡年月	譲渡金額	譲渡費用
2013年2月	470万円	2018年8月	421万円	1万円

上記の売買は、営利を目的とした継続的な売買には該当しない。

○所得控除額

- ・ 所得税の所得控除額 1,900,000円
- ・ 住民税の所得控除額 1,700,000円

※桑原さんの2018年中の所得は、給与所得と金地金の譲渡所得のみである。

1. 2,563,500円
2. 4,200,000円
3. 4,210,000円
4. 4,350,000円

(問題20)

(設問B) 羽田さんは、以下の資産を2018年中に譲渡した。羽田さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用
骨董品	2008年2月	85万円	160万円	3万円
貴金属	2010年1月	100万円	91万円	1万円
ゴルフ会員権	2015年9月	350万円	384万円	6万円
自家用車	2016年6月	230万円	239万円	1万円

- ・ 骨董品と貴金属は「生活に通常必要でない資産」に該当する。
- ・ 自家用車は「生活に通常必要な資産」に該当する。
- ・ 羽田さんは、上記の資産につき営利を目的とした継続的な売買は行っていない。

1. 200,000円
2. 240,000円
3. 250,000円
4. 310,000円

問8

譲渡所得（土地と建物）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題21）

（設問A）一人暮らしの近藤さんの母は2018年2月に亡くなった。近藤さんは、母が生前に住んでいた居住用財産（土地と建物）を相続（単純承認）により取得したが、「被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特例（3,000万円の特別控除の特例）」（以下「本特例」という）の適用を受けようと考えている。本特例の適用要件に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

1. 土地と建物は、相続開始の時から3年後の2021年1月までに売却しなければ、本特例の適用を受けることができない。
2. 土地は、相続開始の時から売却の時までに、相続人が建物を取り壊し、その後に土地のみを売却する場合には、本特例の適用を受けることができない。
3. 建物は、相続開始の時に、一定の耐震基準を満たしていなければ、本特例の適用を受けることができない。
4. 建物は、相続開始後から売却までの間において、事業の用、貸付けの用、居住の用に供されず未使用でなければ、本特例の適用を受けることができない。

(問題 2 2)

(設問B) 五十嵐さんは、2018年10月に自宅(土地および建物)を売却した。自宅の売却に関する資料は以下のとおりである。五十嵐さんの自宅の譲渡に係る所得税および住民税の金額として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。また、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

<五十嵐さんの自宅の売却に関する資料>

取得年月	1988年11月	購入価額	土地	800万円
			建物(木造)	1,500万円
譲渡年月	2018年10月	譲渡価額(土地および建物)		4,300万円
		譲渡費用(※)		135万円
譲渡所得に対する税率(課税長期譲渡所得が6,000万円以下の金額)			所得税	10%
			住民税	4%

(※) 譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

<建物の取得費の計算方法>

- ① 建物の購入額 1,500万円
 ② 建物の減価償却費相当額 ****万円
- (建物の購入価額) (償却率) (経過年数)
 $1,500\text{万円} \times 0.9 \times **** \times ****\text{年}$

※建物の取得価額の95%を限度とする。

※非業務用建物(居住用)の償却率

木造	木骨モルタル
0.031	0.034

- ③ 建物の取得費(=①-②) ****万円

(注) 問題作成の都合上、一部「****」で表示している。

1. 0円
2. 168,700円
3. 338,800円
4. 4,368,700円

問9

利子や為替差損益に対する所得税の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) HA社に勤務する米田さん(非永住者以外の居住者)が、以前銀行の国内支店に預け入っていたHD定期預金とHE定期預金との2種類の通貨の外貨建て定期預金(為替予約なし)について、2018年に満期となった。米田さんの2018年中の収入等が以下のとおりであった場合、米田さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

<2018年中の収入等の状況>

○HA社からの給与所得 840万円

○外貨預金からの収入

定期預金	受取利息(税引前)	為替差損益
HD定期預金	3万円	為替差益 14万円
HE定期預金	8万円	為替差損 50万円

これらの定期預金の受取利息はいずれも国内において源泉徴収されるものであり、かつ、外国所得税額が課されるものではない。

○学会誌に寄稿した原稿料収入 30万円

事業的規模ではなく、必要経費は7万円であり、適正額である。

※上記以外の収入はない。

1. 827万円
2. 838万円
3. 840万円
4. 851万円

問10

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

納税者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
		38万円超 85万円以下	38万円	26万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	

(問題 2 4)

(設問A) 三上さんの家族構成および2018年分の収入等が以下のとおりであった場合、三上さんの2018年分の所得税における人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員三上さんと同居し、生計を一にしている。

続柄	年齢	備考
三上さん(本人)	51歳	株式会社QDに勤務する会社員で、給与所得は920万円であった。
三上さんの妻	49歳	パート収入による給与所得は90万円であった。
三上さんの長女	16歳	高校1年生で収入はない。
三上さんの母	80歳	公的年金による雑所得は10万円であった。

- ・ 2018年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 120万円
2. 138万円
3. 158万円
4. 160万円

(問題 2 5)

(設問B) (問題24)の給与所得以外に、以下のとおり三上さんに原稿料収入が生じた場合、三上さんの2018年分の所得税における人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族構成等は(問題24)と同じものとする。

<原稿料収入の内容>

受取年月	収入金額	必要経費
2018年9月	100万円	30万円

1. 134万円
2. 146万円
3. 147万円
4. 158万円

(問題 26)

(設問C) 住吉さんは2018年中に起こった台風により被災し、所有する資産に被害を受けた。住吉さんの受けた被害が以下のとおりであった場合、住吉さんの2018年分の所得税の計算上、雑損控除の対象とならないものはどれか。なお、災害免除法の適用を受けたものや火災保険により補てんされたものはないものとする。

1. 台風による突風により、自宅の屋根が損壊したことによる被害金額
2. 台風による雷雨により、自宅に流れ込んだ裏山の土砂の撤去費用
3. 警戒避難中に、空き巣による盗難で失った現金
4. 台風による豪雨により損壊した骨董品（購入額10万円、被災時の時価50万円）

問 1 1

所得税の損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円以下		65万円
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+ 120万円
1,000万円超		220万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円から	1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から	3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から	6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から	8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から	17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から	39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上		45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 27)

(設問A) 個人事業主の小原さんは、資産運用の一環として銀行借入れにより中古の賃貸用アパート1棟を購入した。小原さんの2018年分の所得等の内容が以下のとおりであった場合、小原さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、その年分の所得金額が最も少なくなるように計算すること。

- 事業所得の金額 1,200万円
- 不動産所得に係る事項
- ・ 賃貸収入 500万円
 - ・ 必要経費 690万円
 - (内訳) 支払利息 60万円 (アパートの取得に要した借入金利子)
 - その他経費 630万円 (必要経費として適正額)
- 不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	4,000万円	自己資金	3,000万円
建物	4,000万円	銀行借入金	5,000万円
合計	8,000万円	合計	8,000万円

※土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

※銀行借入金の額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 1,022万円
2. 1,040万円
3. 1,058万円
4. 1,070万円

(問題 28)

(設問B) 伊丹さんの2018年分の所得等の状況が以下のとおりであった場合、伊丹さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	内容	金額	
給与所得	株式会社QEからの給与	収入金額	160万円
退職所得	株式会社QEからの退職金 (勤続年数15年)	収入金額	800万円
事業所得	ビューティーサロンの経営による売上	売上高	350万円
		必要経費	385万円
雑所得	雑誌の原稿執筆による報酬	収入金額	40万円
		必要経費	60万円

- ・ 伊丹さんの所得控除の金額は50万円である。
- ・ 伊丹さんの退職は、障害者となったことに基因する退職ではない。
- ・ 伊丹さんは、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 伊丹さんは過去に退職金の支給を受けたことはなく、役員として勤務した期間はない。

1. 50,000円
2. 55,000円
3. 80,000円
4. 107,500円

問12

個人事業に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題29)

(設問A) 別所さんは2018年9月に勤務先を退職し、同年10月から個人で事業を開業した。2018年から2022年までの所得等が以下のとおりとなる場合、2022年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、別所さんは、開業時から青色申告書(損失申告書を含む)を申告期限内に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用はないものとする。

年分	各種所得の金額	所得控除額
2018年分	給与所得 250万円	100万円
	事業所得 ▲600万円	
2019年分	事業所得 ▲150万円	110万円
2020年分	事業所得 50万円	120万円
	別荘の譲渡による所得 300万円	
2021年分	事業所得 100万円	150万円
2022年分	事業所得 300万円	150万円
	配当所得 40万円	

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額は含まれていない。
- ・ 2022年分の配当所得は少額配当に該当せず、総合課税の適用を受けている。

1. 0円
2. 40万円
3. 140万円
4. 190万円

(問題30)

(設問B) 個人で設計事務所を営んでいる増田さんは、2019年3月に乗用車1台を購入し、その日から事業の用に供している。購入した乗用車に関する資料が以下のとおりである場合、増田さんの2023年分の所得税における事業所得の計算上、必要経費に算入すべき減価償却費の金額として、正しいものはどれか。なお、増田さんは、この乗用車の償却方法について定率法を選択し届け出ている。また、計算過程および計算結果において、円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

<乗用車に関する資料>

資産名	取得年月	法定耐用年数	取得価額	2022年末の未償却残高
乗用車	2019年3月	6年	2,520,000円	540,277円

※乗用車は個人事業に使用するものであり、家事利用はない。

<減価償却に関する資料>

法定耐用年数	定率法償却率	改定償却率	保証率
6年	0.333	0.334	0.09911

1. 53,546円
2. 179,912円
3. 180,452円
4. 249,757円

問 1 3

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題 3 1）

（設問A）会社員の広尾さんは、2018年9月に新築の戸建て住宅を購入し、購入後すぐに居住した。広尾さんが購入した自宅および購入資金の内訳が以下のとおりであった場合、広尾さんの2018年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。なお、広尾さんは住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

<広尾さんが購入した自宅の資料>

- ・ 床面積 120m²（すべて居住用である）
- ・ 取得価額 4,800万円

※認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

<購入資金の内訳>

調達先等	金額	2018年の 年末借入金残高	返済期間	金利	備考
自己資金	600万円	—	—	—	—
金融機関	3,000万円	2,990万円	30年	2.5%	(注1)
広尾さんの父	500万円	490万円	10年	1.0%	(注1) (注2)
勤務先 (社内融資)	700万円	680万円	15年	1.2%	(注1) (注3)

(注1) 金融機関、広尾さんの父からの借入金および勤務先からの社内融資の金額は、当初借入額である。

(注2) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

(注3) 広尾さんは勤務先の役員ではない。

<その他>

- ・ 自宅は広尾さんが単独で所有している。
- ・ 広尾さんの2018年分の収入は勤務先（1カ所）からの給与のみで、2018年分の年末調整後の源泉徴収税額は40万円である。

1. 416,000円
2. 400,000円
3. 367,000円
4. 299,000円

問14

所得税に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題32)

(設問A) 個人事業者の大場さんは、開業後から連続して青色申告の確定申告書を申告期限内に提出していたが、2018年分の所得税の確定申告書は申告期限後に提出した。大場さんの2018年分の所得に関する資料が以下のとおりであった場合、大場さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、納付すべき税額が最も少なくなるように計算すること。

<所得に関する資料>	
○2017年分	
・ 純損失の金額 (事業所得の損失)	300万円
○2018年分	
・ 事業所得の金額 (青色申告特別控除前の所得金額)	700万円
・ 不動産所得の金額 (土地等を取得するために要した負債利子はない)	▲80万円
・ 所得控除額	120万円

1. 67,500円
2. 95,000円
3. 102,500円
4. 442,500円

(問題 3 3)

(設問B) 会社員の吉田さんは、勤務先からの給与所得以外の収入はなく、勤務先で年末調整を受けていたため、これまで所得税の確定申告を行ったことはなかった。しかし、2018年の年末になり、2017年分の所得税において医療費控除の適用要件を満たしていることを知った。吉田さんの所得税に係る申告および更正の請求に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. すでに2017年分の確定申告書の提出期限が経過しているため、所得税の還付を受けるための手続きを行うことはできない。
2. 更正の請求を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2018年1月1日から5年以内である。
3. 還付申告を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2018年3月15日から5年以内である。
4. 還付申告を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2018年1月1日から5年以内である。

問15

個人の納税等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

(問題34)

(設問A) 木内さんは2016年7月に個人事業を開始した。木内さんの消費税に関する資料が以下のとおりであった場合、2018年分と2019年分における、木内さんの課税事業者もしくは免税事業者の判定の組み合わせとして、正しいものはどれか。

年分	期間	課税売上高	給与等の金額
2016年分	上半期	—	—
	下半期	600万円	400万円
2017年分	上半期	800万円	500万円
	下半期	1,600万円	1,050万円
2018年分	上半期	900万円	630万円
	下半期	未定	未定

- ・ 上半期とは1月1日から6月30日まで、下半期とは7月1日から12月31日までを指す。
- ・ 木内さんは、開業して以来「消費税課税事業者選択届出書」を提出したことはない。
- ・ 「給与等の金額」は所得税法に規定する給与等の支払金額である。

- | | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 1. 2018年分 | 課税事業者 | 2019年分 | 課税事業者 |
| 2. 2018年分 | 課税事業者 | 2019年分 | 免税事業者 |
| 3. 2018年分 | 免税事業者 | 2019年分 | 免税事業者 |
| 4. 2018年分 | 免税事業者 | 2019年分 | 課税事業者 |

(問題 35)

(設問B) 消費税の申告および納税に係る次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 消費税の課税事業者は、法人、個人事業者を問わず、前課税期間の確定消費税額が48万円(国税)を超えると、中間申告書を提出し、その中間申告書に記載した消費税を中間納付しなければならない。
2. 法人の消費税の確定申告期限は、原則として課税期間終了日の翌日から2ヵ月以内であり、申告期限の延長はない。
3. 個人事業者の消費税の課税期間は、原則として暦年であるが、あらかじめ所定の手続きをすれば、3月ごとや1月ごとに課税期間を短縮して申告することができる。
4. 個人事業者の消費税の納付期限は、原則として課税期間の翌年3月31日であるが、1/2相当額以上の消費税をその納付期限までに納付すれば、所定の手続きにより、残額の納付を延期することができる。

(問題 36)

(設問C) 個人住民税(道府県民税と市町村民税のことをいう)の所得割に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 所得税の確定申告書を提出した者は、住民税についても申告書を提出したものとみなされる。
2. 住民税の所得控除のうち物的控除に係る控除額は、すべて所得税における所得控除と同額になっている。
3. 2018年1月1日にA県B市、同年4月1日にC県D市に住所を有していた者は、2018年度の住民税をC県およびD市に納めなければならない。
4. 2018年中に死亡した者の2019年度分の住民税は、2018年分の所得税の準確定申告に基づき、その死亡した者の相続人に対して課される。

(問題37)

(設問D) 飯田さんの2018年分の所得等が以下のとおりであった場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での開廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

- ・ 不動産所得の金額 ▲50万円 (土地の取得に要した負債利子はない)
- ・ 事業所得の金額 650万円 (青色申告特別控除額を控除する前の金額)
- ・ 所得控除額 100万円

※2017年に純損失80万円が発生しているが、適正に繰り越されている。

※青色申告特別控除額65万円を適用できる条件を満たしている。

※不動産所得ならびに事業所得を生じる事業はいずれも第一種事業に該当する。

1. 65,000円
2. 82,500円
3. 115,000円
4. 155,000円

問16

大久保さんは個人でアンティーク家具の小売店を営んでいます。売上が順調に増加していることから、法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 大久保さんは、法人成りを検討するために会社法について調べた。会社法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 株式会社の取締役の任期は原則として2年であるが、株式譲渡制限会社は定款に一定の記載をすることによって任期を最長10年とすることができる。
2. すべての株式会社は、取締役会を設置しなければならない。
3. 株式会社を設立するときは、資本金を300万円以下にすることはできない。
4. 株式会社は、剰余金の配当を1事業年度中2回を超えて行うことはできない。

(問題39)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月)において、法人が毎月25日に代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給月	金額	支給月	金額
4月	75万円	10月	95万円
5月	75万円	11月	95万円
6月	75万円	12月(※2)	86万円
7月(※1)	95万円	1月	86万円
8月	95万円	2月	86万円
9月	95万円	3月	86万円

(※1) 6月の定時株主総会において、7月からの役員給与を月額75万円から95万円に改定することが決議されたことによるものである。

(※2) 業績目標に達しなかったため、内部留保を増やす目的で臨時株主総会を開催し、12月からの給与を月額95万円から86万円に減額改定することが決議されたことによるものである。

(注) この事業年度における、代表取締役の役職の変更や職務内容の変更などによる臨時改定事由は生じていないものとする。

1. 44万円
2. 45万円
3. 144万円
4. 344万円

(問題 40)

(設問C) 大久保さんの友人が経営する株式会社YAの株主構成が以下のとおりである場合、法人税法上の株主の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、YA社の株式はすべて普通株式であり、議決権は各株式均等に付与されているものとする。

株主氏名	役職	持株割合	備考
平沼隆雄	代表取締役	75%	—
志賀正幸	取締役営業部長	12%	平沼隆雄の友人
松尾拓真	取締役管理部長	6%	松尾涼音の夫
平沼翔太	横浜営業所長	6%	平沼隆雄の長男
松尾涼音	東京支店長	1%	平沼隆雄の長女

※松尾涼音および平沼翔太は、いずれもYA社の経営に従事していない。

1. 志賀正幸は、法人税法上の使用人兼務役員である。
2. 松尾拓真は、法人税法上の使用人兼務役員である。
3. 松尾涼音は、法人税法上のみなし役員である。
4. 平沼翔太は、法人税法上のみなし役員である。

問17

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題41)

(設問A) 株式会社HNの代表取締役である工藤さんは、2018年中に個人所有の土地をHN社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、工藤さんの2018年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、この土地は工藤さんの居住の用に供されたことはない。

<土地の取得に関する資料>

- | | |
|--------|---------|
| ・ 取得年月 | 1970年9月 |
| ・ 取得費 | 2,600万円 |

<土地の譲渡に関する資料>

- | | |
|----------|----------|
| ・ 譲渡年月 | 2018年11月 |
| ・ 譲渡価額 | 6,000万円 |
| ・ 譲渡時の時価 | 8,000万円 |
| ・ 譲渡費用 | 300万円 |

1. 1,700万円
2. 3,100万円
3. 3,400万円
4. 5,100万円

(問題42)

(設問B) 株式会社HOは、HO社が所有する時価100万円（簿価30万円）の美術品を自社の役員である神野さんに贈与（無償譲渡）した。この場合におけるHO社の法人税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 贈与した美術品の時価と簿価との差額70万円が、神野さんへの役員給与として扱われる。
2. 贈与した美術品の簿価相当額30万円が、神野さんへの役員給与として扱われる。
3. 贈与した美術品の時価の1/2に相当する50万円が、神野さんへの役員給与として扱われる。
4. 贈与した美術品の時価相当額100万円が、神野さんへの役員給与として扱われる。

問18

卸売業を営む株式会社GPは、期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、GP社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

当期（2017年4月1日～2018年3月31日）のGP社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

<売上に関する事項>

※GP社は売上の計上について以前より継続して検収基準を採用している。

○当期において損益計算書上の売上に計上した金額 920,000千円

○このほか、売上に関して留意すべき事項

- ・ 得意先GAに仕入先から2018年3月30日に直接出荷され、GA社に2018年4月2日に納品・検収された商品の売上代金が1,800千円あり、翌期の売上に計上する予定である。
- ・ 得意先GBに、GB社指定伝票により前月21日から当月20日までに納品・検収した金額を売上請求金額として提出している。なお、当月21日から期末までに納品・検収された商品の売上金額が2,400千円あり、翌期の売上に計上する予定である。
- ・ 得意先GCより2018年3月29日に注文を受けた商品の売上が1,200千円ある。なお、この商品は2018年4月2日にGP社より出荷し、2018年4月3日に納品・検収されており、翌期の売上に計上する予定である。

<租税公課に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	8,462千円
地方法人税（当期中間分の本税）	372千円
法人住民税（当期中間分の本税）	1,128千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,420千円
地方法人特別税（当期中間分の本税）	1,045千円
印紙税（過怠税40千円を含む）	160千円
延滞税（当期中間納付遅延に係るもの）	150千円

<接待交際費に関する事項>

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 当社の商品展示会に得意先等を招待した際の交通費、宿泊費等
(通常要する費用) 1,600千円

・ 仕入先を飲食店に招待した際に支出した金額（参加人数6人）	24千円
・ 当社の役員に対して臨時的に支出した渡切交際費 （実質的な給与と認められる）	2,800千円
・ 当社得意先への見本品の贈答費用	3,240千円
・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用	2,484千円
・ 取引先の役員を旅行に招待した費用	1,260千円
・ その他税務上交際費と認められる金額 （接待飲食費に該当するものは含まれていない）	6,300千円

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

<販売促進費に関する事項>

当期の売上高に比例して得意先の法人に交付した金銭の額が1,200千円あり、これを販売促進費として当期の費用に計上している。

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役社長の海外渡航に際して旅費として1,500千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は1,000千円である。

（問題43）

（設問A）当期の法人税額の計算上、売上計上もれとして益金算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,400千円
2. 3,600千円
3. 4,200千円
4. 5,400千円

（問題44）

（設問B）当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 9,780千円
2. 10,152千円
3. 10,825千円
4. 11,197千円

(問題 4 5)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,044千円
2. 4,844千円
3. 8,108千円
4. 9,284千円

(問題 4 6)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 500千円
2. 2,800千円
3. 3,300千円
4. 4,300千円

(問題47)

(設問E) GP社の同業他社である株式会社GY(資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりであった場合、当期の第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、GY社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について青色申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	繰越控除前課税所得金額
第1期	2006年2月1日～2007年1月31日	▲3,200,000円
第2期	2007年2月1日～2008年1月31日	▲1,500,000円
第3期	2008年2月1日～2009年1月31日	▲400,000円
第4期	2009年2月1日～2010年1月31日	400,000円
第5期	2010年2月1日～2011年1月31日	500,000円
第6期	2011年2月1日～2012年1月31日	700,000円
第7期	2012年2月1日～2013年1月31日	800,000円
第8期	2013年2月1日～2014年1月31日	▲1,900,000円
第9期	2014年2月1日～2015年1月31日	1,100,000円
第10期	2015年2月1日～2016年1月31日	300,000円
第11期	2016年2月1日～2017年1月31日	600,000円
第12期	2017年2月1日～2018年1月31日	2,800,000円

1. 1,300,000円
2. 1,400,000円
3. 1,800,000円
4. 2,600,000円

問19

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題48)

(設問A) 株式会社GNの代表取締役を務めていた永井さんは、2018年6月30日にGN社の代表取締役を退任した。GN社が2018年7月に以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の決定を行った場合に、GN社の当事業年度(2017年10月1日から2018年9月30日まで)の法人税における所得金額の計算上、増加または減少する金額として、正しいものはどれか。

<GN社の生命保険契約に関する事項>

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| ① GN社が受け取った永井さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金 | 7,000万円 |
| ② GN社の保険金受取時の貸借対照表上の保険積立金 | 6,000万円 |
- ※この金額のうち4,000万円が①の生命保険に該当するものである。

<退職金に関する資料>

- GN社より永井さんに支給された退職一時金 5,000万円
- ※2018年7月に臨時株主総会が開催され、退職金の額が適法に決定されたが、GN社の資金繰りの都合上、2018年10月に支給され、当事業年度の決算においては未払金として計上された。
- ※永井さんの退職金は、税務上適正額と認められる。
- ※永井さんは、代表取締役退任後、会社の経営には一切携わっておらず役員報酬も受け取っていない。

- 2,000万円減少する。
- 4,000万円減少する。
- 2,000万円増加する。
- 3,000万円増加する。

問20

外食チェーンを営む株式会社YB（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

貸借対照表 (単位：百万円)

勘定科目	当期	勘定科目	当期
流動資産	1,320	流動負債	960
固定資産	1,440	固定負債	1,080
有形固定資産	850	純資産	720
無形固定資産	340	資本金	500
投資その他の資産	250	利益剰余金	220
資産合計	2,760	負債・純資産合計	2,760

損益計算書 (単位：百万円)

勘定科目	前期	当期
売上高	2,400	2,600
売上原価	1,400	1,550
売上総利益	1,000	1,050
販売費および一般管理費	280	325
営業利益	720	725
営業外収益	20	25
営業外費用	230	130
経常利益	510	620
特別利益	5	3
特別損失	15	223
税引前当期純利益	500	400
法人税、住民税および事業税	150	100
当期純利益	350	300

(問題49)

(設問A) YB社の貸借対照表から読み取れる次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自己資本比率は総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、YB社の自己資本比率は26.1%である。
2. 固定比率は固定資産を返済義務のない自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、YB社の固定比率は200.0%である。
3. 固定長期適合率は固定資産を固定負債と自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、YB社の固定長期適合率は80.0%である。
4. 流動比率は短期的な支払能力を示す指標であり、YB社の流動比率は72.7%である。

(問題50)

(設問B) YB社の損益計算書から読み取れる次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 税引前当期純利益が減少しているのはYB社が外食チェーンの運営など本業から得られる利益が減少していることを意味している。
2. 法人税法上の所得金額は税引前当期純利益と常に一致するため、法人税等の減少は税引前当期純利益の減少によるものであるといえる。
3. 売上高は増加しているが、売上高総利益率は低下している。
4. 当期純利益が減少しているため、資金繰りは悪化しているといえる。